



エッ!?!? こんなはずじゃなかったのに…

Kさん 92歳 女性 要介護2

Kさんは一人暮らしであったが、大病を機に息子と5年ほど前から一緒に暮らしている。「歳をとっても息子がいてくれるから安心なの」と、Kさんの口癖であったが…。

今年2月、その息子が自宅で倒れ、救急搬送となった。救急隊から「家族の方、付き添ってください」と言われ、シルバーカーを片手に救急車へ乗り込んだ。息子はすぐに緊急手術となり、Kさんが帰宅できたのは翌朝であった。92歳の母親にとって、とても辛い1日となった。

息子は順調にリハビリを行っているが、介護保険申請の結果は、介護を受けているKさんよりも重い要介護3の認定結果であった。Kさんは「息子が帰ってきたらどうしたらいいの?」と不安になる。Kさんの助けになるのは甥のみであるが、もう何十年も会っていない。助けを求めた甥からも「自分も高齢で自分のことで精一杯で、できない」との訴え…。

92歳のKさんがこれから息子と一緒に暮らすには、いろいろと難題が起こりそうだ。

Oさん 89歳 女性 要介護5

Oさんは寝たきりになり13年になる。高齢な夫と娘の3人暮らし。

Oさんの介護は全て夫が行い「もう早く、迎えに来てくれないか。俺たちも長生きしすぎた…」等と、つぶやく。

これまで献身的に妻の介護をしてきた夫が転倒してしまい、腰の骨を折り入院となった。父親の入院の世話から母親の介護まで、突然娘の方へのしかかることになってしまった。

夫がOさんを看送り、その後娘が順番に親の介護に関わるはずだったのに…。



Nさん 91歳 女性 要介護5

Nさんは新型コロナウイルスに感染し、後遺症が残り在宅酸素療法となった。「余命いくばくもない」と、医師から宣告された。息子も新型コロナウイルスに感染してしまい、在宅での介護が困難となったため、娘が「最期は私が介護をしたい」と、娘夫婦の自宅で生活することとなった。

Nさんは2度も新型コロナウイルスに感染したが、無事に退院し、ケアホーム希望で「泊まり」と「通い」のサービスを利用している。「私は次いつ家に帰れるの?」と…。娘は就労しながら帰宅願望の強いNさんの介護をし続けている…。

生きていれば突然 色々な出来事に遭遇する。思い通りにならない、計画通りにならないのが人生である。

晴れたり 降ったり・・・ 天気の移り変わりが 多い時期



小学校の先生
時代によく子ども
たちと一緒に
折り紙なんかも
したものよ



紫陽花も
私たちもきれいに
写ってるかしら



色とりどりの紫陽花に
初夏の訪れを感じます

写真撮影のときのみマスクを外しています

ケアホーム希望

第13回



『成年後見制度とは…？』

認知症、知的障害、精神障害等の理由で一人で決めることが心配な方々は
財産管理や 身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や 施設入所、入院の
契約締結、履行状況の確認等）の法律行為を一人で行うのが難しい場合があり
ます。このような 一人で決めることに不安のある方々を 法的に保護し、支
援するのが**成年後見制度**です。

今 必要な方にも これから必要になる方にも それぞれにあった制度があります

この先あれこれ決められなくなる前に
自分らしい生き方を自ら決める

障害や加齢により一人で決めることが心配な人の
その人らしい生き方と安心を支える

任意後見制度

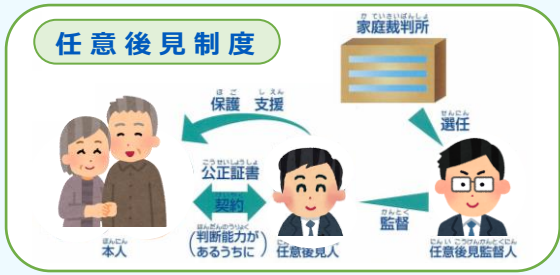
法定後見制度

将来、判断能力が不十分になった時に
支援してくれる人を、あらかじめ本人
自らが選んだ人（任意後見人）に頼ん
でおくことができます。

補助類型…判断能力が不十分な方
一人で決めることに心配がある方

保佐類型…判断能力が著しく不十分な方
一人で決めることが心配な方

後見類型…判断能力が全くない方
一人で決めることがむずかしい方



家庭裁判所で成年後見人等が選ばれる制度で
不安や心配の程度に応じて上記 3つの類型が
用意されています。

調布市では、安心して暮らせるよう成年後見や権利擁護に関する相談窓口(利用者サポ
ート相談)を設置し、**専門の相談員を配置**しています。

相談方法は、福祉総務課(市役所3階)へ来所または電話(専用直通電話042-481-7323)
相談は無料です。